

令和7年度家庭教育力サポート事業実施要項(R7.4.18 申請方法変更)

1 事業の目的

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っているが、家庭をとりまく社会環境の変化により、家庭教育を社会全体で支えていくことの重要性が高まっている。

そこで、学校や企業等へ県職員（家庭教育担当指導主事）を派遣し、家庭教育の重要性に対する理解を深めるための啓発活動や家庭教育の充実に役立つ学習情報の提供を行う「家庭教育啓発訪問」を実施することにより、家庭教育力のより一層の向上をめざす。

2 事業の内容

生涯学習・文化財課の職員が、幼稚園・認定こども園・保育所（園）、小学校、中学校等を訪問し、学校行事、就学時健康診断、入学説明会や家庭教育学級等、多くの保護者等が集まる機会を活用して講話等を行い、家庭教育の重要性について啓発を行う「家庭教育啓発訪問」を実施する。

3 実施時期及び回数

①実施時期 令和7年4月～令和8年3月

※実施時間については、原則 17:00 までに終わるようにお願いします。

②実施回数 年間 40 か所程度

4 内 容

（1）使用教材

- ・小冊子『子育てハンドブック 3歳児のいいところミッケ!』（以下、『3歳児ミッケ!』）
- ・小冊子『子育てハンドブック 今こそ家庭教育』（以下、『今こそ家庭教育』）
- ・小冊子『イマドキさぬき思春期』
- ・小冊子『ネットパトロールびっぴ隊 幼児期の家庭教育とスマホ等との付き合い方』（以下、『ネットパトロールびっぴ隊』）
- ・パワーポイント版『早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう!～』文部科学省（以下、『睡眠リズムを整えよう』）
- ・その他、家庭教育や望ましい生活習慣づくりに関する資料

（2）講話内容

①「望ましい生活習慣づくりの大切さについて」

- ・「早寝早起き朝ごはん」をはじめとする望ましい生活習慣づくりについて考え、朝ごはんや睡眠の重要性についてお話しします。
- ・「幼児期の家庭教育とスマホ等との付き合い方」に重点を置いた講話も可能です。（ただし、実施対象は、幼稚園・保育所・認定こども園のみ）

②「子どもの非認知能力を伸ばすための土台作りについて」

- ・子どもの様々な能力を伸ばすために必要な家庭教育の役割についてお話しします。

③「子どもの自立を促していくかわり方について」

- ・『3歳児ミッケ!』や『今こそ家庭教育』、『イマドキさぬき思春期』を用いて、過保護や過干渉を避け、子どもの自立を促すかわり方についてお話しします。

④「日々の生活から身につく子どもの社会性や規範意識について」

- ・『今こそ家庭教育』や『イマドキさぬき思春期』を用いて、心の安定のもとに身につく子どもの社会性や規範意識についてお話しします。

(3) 講話時間

40 分～1 時間程度

5 申込方法等

- ① 下記URLまたは二次元コードより申請フォームを用いて申請、または別紙「申込書」により電子メール・FAXで下記「申込み・問い合わせ」先まで申請すること。(申込書はホームページにも掲載)

なお、FAXで申込書を送付する場合は、FAXの送付確認を必ず電話で行うこと。

〈香川県電子申請システム〉

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9127



- ② 申込み後、訪問要請団体と県職員が、日時、内容及び準備物等の打合せを行う。
③ 会場や視聴覚機材等の準備は、訪問要請団体が行う。

6 申込み・問い合わせ先

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課（担当：岡井）

〒760-8582 高松市天神前6番1号 天神前分庁舎5階

TEL 087-832-3774（直通） FAX 087-831-1912

e-mail: vc8304@pref.kagawa.lg.jp